人権を守るために知っておくべきこと

見逃さないで！子どもたちのSOS



人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利があります。これは出身地、人種や民族、性別、障がいの有無、年齢にかかわらず、すべての人に与えられた権利です。

しかし、子どもたちの人権は十分に守られているのでしょうか。日本においては、主にいじめや体罰、虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童ポルノ、児童売春といった問題が、社会問題化しています。

子どももおとなと同様に人権を持っていることを改めて認識し、私たちができることを考えてみましょう。

主な人権の課題を紹介

差別のない社会を作るため、知っておきたい人権の課題を紹介します。
すべての人の人権を尊重し、私たちが取り組むべき人権問題を考えてみましょう。

女性

P6で紹介しています

「女性だから」というだけで社会参加や就職の機会が制限されることがあってはなりません。男女の役割に対する古い固定概念を捨てて、家庭や職場で男女が平等に能力を発揮し、責任を分かち合う社会を目指しましょう。

子ども

P4から特集しています

いじめや体罰、虐待、児童ポルノ、養育放棄、児童労働など子どもが被害者となる人権問題があとを絶ちません。子どもにもおとなと同じように人権があり、社会に守られて健康に生きる権利があります。

高齢者

高齢者人口が増え続ける昨今、高齢者に対する就職差別や虐待が社会問題となっています。豊かな経験と知識を社会に生かすことができるよう、家庭や地域で高齢者の自立を支えていきましょう。

障がいのある人

車いすの乗車拒否や、入居拒否など、障がいのある人への理解や配慮がなされていないことがあります。施設や建物を障がいのある人が利用しやすくするバリアフリーと、障がいを理由とする不当な扱いを解消する心のバリアフリーを目指しましょう。

部落差別、同和問題

P6で紹介しています

部落差別（同和問題）は日本固有の人権問題です。差別を解消するためには、人々の心にある偏見を取り除き、ひとりひとりがこの問題に向き合い、解決のために積極的に取り組む必要があります。

アイヌの人々

アイヌの人々に対する偏見や差別は、理解不足から生まれます。アイヌの人々とその文化への正しい認識を深め、結婚や就職をさまたげる差別をなくしましょう。また、高齢化が進んで次世代への継承が難しくなっている文化の保存も必要です。



性的マイノリティ

体の性と心の性の不一致を理由に、社会の中で心ない好奇の目にさらされ、差別を受けて苦しんでいる人がいます。また、同性や両性を好きになるという性的指向への偏見や差別、少数派であるがゆえに不当な扱いを受けるケースもあります。

外国人

日本で暮らす外国人が増える中、入店・入居拒否や差別的労働環境、ヘイトスピーチなどの人権問題が発生しています。言語、宗教、習慣などのそれぞれの国の文化を理解し、人権を尊重した関係を築きましょう。

感染症

感染症患者、既往歴のある人、その家族や医療関係者が日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシーを侵害される問題が起きています。感染症に関連する差別や誹謗中傷はあってはならないことです。

犯罪被害者など

犯罪被害者とその家族は、事件の直接的な被害だけでなく、興味本位のうわさや中傷による二次被害に苦しむことがあります。犯罪被害者とその家族が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すための配慮が必要です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は就職や住居の確保などが困難となり、社会復帰が厳しい状況に置かれています。本人の強い更生意欲とあわせて、周囲の理解と協力が不可欠です。偏見を絶ち、円滑な社会復帰のために地域で協力しましょう。

インターネットによる人権侵害

P6で紹介しています

インターネットのウェブページや電子掲示板、SNSへの書き込みなどによる誹謗中傷や差別的表現などの人権問題が増加しています。また、不適切な情報管理により、インターネット上に個人情報などが流出する事件も発生しています。

その他の人権問題について

ハンセン病患者、ホームレス、人身取引、北朝鮮当局による拉致被害者、東日本大震災に起因する人権問題など、私たちの周りにはさまざまな人権課題があります。相手の立場に立ち、想像力と思いやりの心を持って人権が尊重される社会を作りましょう。

子どもの人権について考えよう！

どんなことが子どもの人権侵害になるのか 私たちが意識すべき課題を考えてみましょう

いじめ



いじめにあったことで、その後の心身の成長に影響を及ぼします。

虐待



しつけを口実とした体罰などで、死に至った深刻なケースもあります。体罰は法律で禁止されています。

児童ポルノ



善悪の判断ができない子どもを狙った犯罪です。児童買春といった深刻な被害も。

こんなときは児童相談所全国共通ダイヤル189へ！

しつけのつもりが虐待に…

子育てに悩んでいる人は問題を一人で抱え込まず、行政の相談窓口に助けを借りましょう。



通告の義務

子どもの叫び声が聞こえるなど、児童虐待かなと思ったら、関係機関に通告しなければいけません。

見逃さないで！子どもからのSOS

-性的な虐待

- 何かにおびえているように見える
- 急におとなと視線を合わせなくなった



-身体的な虐待

- あざややけどなどの跡がある
- 夜なのにベランダや戸外に出されている

-心理的な虐待

- いつも無口でほとんどしゃべらない
- いつも元気がない



-ネグレクト（養育放棄）

- 急に他人に甘えるようになった
- いつも同じ服を着ている
- 自動車の中によく放置されている

子どもたちの尊厳を守るための「子どもの権利条約」

地球上のすべての18歳未満の子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるために「児童の権利に関する条約」が1989年11月、国連で採択されました。2022年3月現在196の国と地域で批准され、日本も1994年に批准しています。また、国連は2000年に「武力紛争における児童の関与」と、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノ」に関する選択議定書を採択し、日本も批准しています。さらに2011年には「通報手続」に関する選択議定書も採択されました。



「子どもの権利条約」 4つの原則

生命、生存及び発達に対する権利
（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益
（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重
（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止
（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

＊出典：日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」より

子どもの人権を守るための事例を紹介

JA高知県女性部南国市地区大篠支部「大篠子ども食堂」



2018年5月から毎月第2土曜日、地域の子どもや家族らに食事を提供する「大篠子ども食堂」を開いています。コロナウイルス感染症の影響により、2020年6月からは弁当に切り替えて、高校生以下が無料で、おとな200円で配布しています。食堂は子どもや様々な年齢の人が集まり交流を深めるなど、地域住人にとってかけがえのない場所になっています。

私たちにできることがあるかも

ネグレクトや子どもの貧困に注意！

「大篠子ども食堂」の活動は「夏休み明けになると痩せた体で登校する子どもがいるらしい」という部員からの情報がきっかけになったそう。

あなたもやっているかも？

人権侵害クエスチョン

身元調査って必要？

日本の歴史の中で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。1871年（明治4年）に差別的な身分制度は廃止されましたが、差別を受けてきた人たちが住んでいた地域は同和地区や被差別部落と呼ばれ、今もなおその地域に住む人や、出身者に対する差別的な意識が残っています。いまだに身元調査などが行われ、結婚差別や就職差別、誹謗中傷が起きています。

誤った知識が差別を生みます



偏見に左右されない正しい知識を持とう！

妊娠したら、仕事を辞めるの？

妊娠や出産、育休取得などを理由に降格や解雇などの不利益な取扱いをすることをマタニティハラスメント（マタハラ）と言います。マタハラは男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で厳しく禁止されています。妊娠を報告すると「他の人を雇うので早めに辞めてもらう」と言われたり、「妊婦はいつ休むか分からないから、責任ある仕事は任せられない」と本人の意に反して雑用ばかりさせたりするのはあってはならないことです。

マタハラは違法行為です！



人権意識の高い職場を作りましょう

面白ければ確認をとらなくていい？

TwitterやFacebookなどといったSNSは自分の意見や写真を気軽にインターネット上に投稿できます。
しかし、注目を集めたいがために、他人のプライバシーを侵害したり、尊厳を傷つけたりするような投稿がしばしば行われています。
インターネット上に写真を共有する時には必ず相手の考えを聞いて、許可を得るようにしましょう。

注目されたいからと言って



勝手に写真を投稿してはいけません！

困ったことや人権侵害を見かけたら

人権相談窓口 検索

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

ゼロゼロみんなのひゃくとおばん
0570-003-110 誰でも何でも

法務省の総合人権相談窓口です。
電話やインターネットから相談を受け付けています。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html ▶

よりそいホットライン

ツナグ ササエル
0120-279-338 誰でも何でも

家庭・学校・職場の悩みなど、さまざまな相談を
受け付けている、誰でも利用できる窓口です。
セクシュアル・マイノリティの専門回線もあります。

https://www.since2011.net/yorisoi/ ▶

※岩手・宮城・福島県からは、**0120-279-226**

総合労働相談コーナー（各都道府県労働局など）

職場のトラブルに関するご相談や解決のために、
全国に379か所の窓口が設置されています。

労働者のために

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html ▶

女性の人権ホットライン（全国共通）

ゼロナナゼロのハートライン
0570-070-810 女性のために

女性の人権問題に詳しい法務局職員または
人権擁護委員が相談をお受けします。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html ▶

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく
189 子どもを守る

“虐待かも”と思った時などに、
すぐ児童相談所に報告・相談ができる
全国共通の電話番号です。

“子どもの人権110番”も
子どもが利用できる
ヘルプラインです。

外国語による人権相談

0570-090-911 外国人のために

リーフレット 英語

英語や中国語をはじめとした
全10の外国語に対応しており、
相談リーフレットもダウンロードできます。

◀ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html ▶

リーフレット 中国語

知っていますか このマーク？

人権擁護活動シンボルマーク*

法務省が制定した人権擁護運動を効果的に推進するためのマークです。

障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建物、施設であることを表す世界共通マークです。

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害のある人の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備等に付きます。

身体障害者標識

肢体不自由を理由に免許に条件を付されている人が車に表示します。

耳マーク

耳が聞こえない、聞こえにくいといった聴覚障害を表すマークです。

ハート・プラスマーク

外見からはわかりにくい「身体内部に障害がある人」を表しています。

聴覚障害者標識

聴覚障害を理由に免許に条件を付されている人が車に表示します。

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などに貼られているマークです。

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている人が、それを知らせるためのマークです。

オストメイト用設備/オストメイト

人工肛門・人工膀胱を造設している人、および対応設備を示す図記号です。

マタニティマーク

妊娠していることを周囲に知らせるためのマークです。

パープルリボン

女性への暴力をなくすことを訴えるマークです。

＊出典：「法務省ウェブサイト」より https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00031.html



JAグループ

発行：（一社）全国農業協同組合中央会
https://zenchu-ja.or.jp
監修：（公財）人権教育啓発推進センター
http://www.jinken.or.jp